

【確認④】 消費税申告にあたっての計算方法は

- 原則課税 ⇒ **【確認⑤】**
- 簡易課税 ⇒ 払う消費税(仕入等の原価や経費)は消費税の納税額計算に使いません。受け取る証憑がインボイスかどうかの確認は不要です。
- 未定 ⇒ 現在免税事業者で、インボイス発行事業者として10月1日より課税事業者となる方(登録番号を申請した方)は、特例措置があります。**特例措置①** **特例措置②**



- 2期(年)前の課税売上高が5,000万円以下 ⇒ Yes ・ No
 - 期(年)が始まる前に「簡易課税選択届出書」を提出している ⇒ Yes ・ No
- どちらも[Yes]の場合は、預かる消費税のみから納税額を計算する「簡易課税」です。

特例措置①

本来、「簡易課税」を使いたい場合には、期(年)が始まる前に届出書を出す必要があります。(期中の“後出し”は認められません)

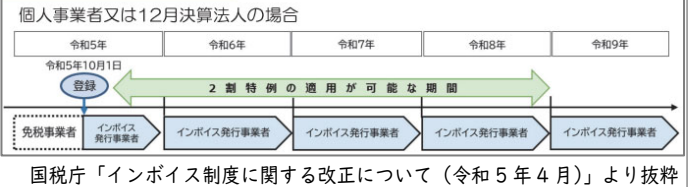
しかし、免税事業者がインボイス発行事業者に登録して課税事業者になった場合、その登録日の期中に届出を出すことで、簡易課税が使えます。

令和11年9月30日を含む課税期間までに登録を受けた事業者が対象です。

特例措置②

「原則課税」「簡易課税」に加え、「2割特例」といわれる計算方法も選択できます。売上等で預かった消費税額の2割を納める方法、令和8年9月30日を含む課税期間までの特例です。

適用が可能な期間のイメージ



【確認⑤】 2期(年)前の課税売上高は _____ 円なので

- 1億円超 ⇒ 全ての課税仕入れについて、インボイスが必要です。
- 1億円以下 ⇒ 令和11年9月30日までの課税仕入れについては経過措置があります。

== 1億円超の方 ==

受け取る請求書や領収書(レシート)に「インボイス発行事業者登録番号」が記載されていない場合、「消費税」と記載があっても、支払った消費税として認められないことになります。(令和11年9月30日までは経過措置あり)

また「インボイスがない場合」も、当然ですが支払った消費税として認められません。

既にご案内のとおり、クレジットカード明細は「インボイス」ではありません。

ご了承の上、証憑の保管にご対応ください。



== 1億円以下の方 ==

1万円未満の課税仕入れについてはインボイスがなくても、「支払った消費税」として認められることになりました。ただし、

- 令和11年9月30日までの期間限定
- 1回ごとに1万円未満か判定

です。つまり、1つの商品が1万円未満でも同時購入で合計1万円以上の場合は、インボイスが必要になるということです。

この機会に証憑管理も見直してみませんか。

== 「原則課税」の皆さま ==

基本的には「お金が動く=証憑がある(と考えられている)」のですが(前月号でお伝えいたしました!)、「いや、無いこともあるよね!？」と思った方、正解です! 以下の取引(限定)については、インボイスがなくても、帳簿の記載のみで「消費税を支払った」と認められます。

- ① 3万円未満の公共交通機関運賃
- ② 自動販売機での購入
- ③ 従業員に支給する出張手当等